

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和35年岩手県規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（書類の提出部数及び経由）</p> <p>第2条 法、政令、省令及びこの規則により提出する申請書等の部数は、<u>地方厚生局長に提出するもの</u>にあつては正副3通、<u>知事に提出するもの</u>にあつては正副2通（<u>第4条に規定する一般（農薬用品目、特定品目）毒物劇物取扱者試験願書</u>にあつては1通）、保健所長に提出するものにあつては1通とする。</p> <p>2 前項の<u>地方厚生局長又は知事に提出する申請書、届書等</u>は、所管保健所長を経由しなければならない。</p>	<p>（書類の提出部数及び経由）</p> <p>第2条 法、政令、省令及びこの規則の<u>規定</u>により提出する申請書等の部数は、知事に提出する<u>もの</u>にあつては正副2通（<u>第13条に規定する毒物劇物取扱者試験願書</u>にあつては、<u>1通</u>）、保健所長に提出するものにあつては1通とする。</p> <p>2 前項の知事に提出する<u>申請書等</u>は、所管保健所長を経由しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。